

医療法人における会計・監査 ～医療法人の経営における透明性の確保～

今回、医療法の一部改正により、医療法第 51 条第 2 項に定める医療法人に公認会計士等の監査が導入されたことに伴い、厚生労働省令として平成 28 年 4 月 20 日に医療法人会計基準が公布されました。

そして、医療法人会計基準の制定により、監査を義務付けられている医療法人については、医療法人会計基準に基づいて、貸借対照表や損益計算書等の計算書類を作成することが義務付けられました。

監査を受けるためには、監査を受ける際に求められる内部管理体制を整備する必要があり、その結果、例えば、現金等の取扱い上の不正や、診療報酬の請求のミス等を未然に防ぐことができるようになります。

また、監査を受けた際に受け取る監査報告書において、計算書類等が適正であるという監査人の意見が記載されている場合には、経営の透明性の確保や情報公開が求められる中、外部の利害関係者へ計算書類等が適切に作成されていることの証左の役割を果たし、医療法人の利害関係者の信頼性を確保することができるというメリットもあります。

今回の医療法の改正と時を同じくして社会福祉法の改正も行われ、社会福祉法人に関しては、医療法人よりも早い平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度より、一定規模以上の社会福祉法人に対して会計監査が導入されることとなっています。

医療法人の開始時期については、実務的な準備期間を与えるための配慮が行われたものと考えられ、4 月 1 日ではなく、4 月 2 日以降開始事業年度からとなっています。これにより、大多数を占める 3 月末決算の医療法人においては、平成 30 年 4 月 1 日開始事業年度から適用されることとなりました。

社会福祉法人と一体運営を行っている医療法人も多いかと思えます。今後の社会福祉法人の動向等も参考にしつつ、会計監査を受ける準備をしながら、決算業務や内部統制の見直し等の内部管理体制の充実を図る良い機会にして頂きたいと思えます。

2016 年 8 月 15 日

Healthcare note

(No. 16-08)

執筆者：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
八木 伸繁

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部